

# 那珂川町総合計画審議会 会議録(第4回)

平成22年3月23日(火) 19時00分から

於：那珂川町役場 本庁舎2階会議室

委員 15名出席

委員 1名欠席

町出席者 3名：笹渕政策推進課長、伊藤課長補佐、渡邊

ランドブレイン(株)：大津所長・米村主任

傍聴者 0名

## 1. 会長あいさつ

## 2. 議事

### (1) 施策大綱4「暮らしを支援する健やかなまちづくり」

資料1- : 施策大綱4

資料1- : 第4次総合計画の施策体系を使ったイメージ(施策大綱4)

事務局より、「将来像」と「施策大綱4」のつながり及び基本的な施策について説明

主な意見は下記のとおり

#### 【意見1】

高齢者が社会から離れないような仕組みが必要で、NPOや民間事業者による支援が必要になる。

#### 【意見2-1】

技を持っている高齢者などが、ボランティアだけでなく収入を得る仕組みがつかれないか。

#### 【事務局】

今はそのような仕組みはないが、シルバー人材センターやボランティアセンターはある。

#### 【意見2-2】

地域の高齢者に対する仕組みなどの問題は、地域が立ち上がり、地域で解決しなければ成熟しない。

#### 【意見2-3】

収入だけでなく、地域活動は生きがい、やりがいという目的もあり、それらの目的を明確にする必要がある。

#### 【会長】

高齢者の就業機会の提供と地域の社会参加の機会の確保、民間企業が活躍する場について、それぞれ個別に考えていく必要があると思う。就業・社会参加・民間企業という3つの区分が必要。地域社会が崩壊しつつあるなか、高齢者などが昼間地域で過ごす時間が増えており、彼らを活かして地域のコミュニティを再生していく機会が生まれる。

#### 【意見3】

障がい者について、問題が表面化していないグレーゾーンの方へのケアが十分ではないため、ボランティアの育成が重要で、専門的なアドバイスができる職員がいてほしい。ボランティアとプロとの間にある立場では、権限がなく関わりが難しい面がある。

#### 【事務局】

かつては障害者手帳の所有者が支援の対象であったが、グレーゾーンも含めてやっていくべきということになっている。

行政には専門職が現在はおらず、福祉部門の一般事務職員が担当をしている。

教育の現場では、特別支援教室・療育教室などで専門家が働いている。

**【会長】**

施策に関係機関とのネットワーク構築もある。行政がすべてするのは大変なので、今後の計画で検討してほしい。

**【意見 4-1】**

まちに対して何かができる人がいる。そのような人を拾い上げてバックアップできる仕組みが必要。

**【会長】**

経験を拾い上げる仕組みということだが、その可能性について検討いただきたい。

**【意見 4-2】**

ボランティアセンターを拡張して、活用すべきではないか。人は長く生きていれば何か得意なことがあるもので、個人の得意な分野を人材として登録する人材登録制度をつくり、人材をマッチングさせることが重要。

**【意見 4-3】**

地域コミュニティを作っていくなかで、自治公民館が中心となり、そこに登録するようにすればいいのではないかと。公民館を核に進めることで地域の活性化が図られ、行政の負担も小さくなるのではないかと。

公民館活動が活発なところは地域に活力がある。

**【会長】**

人材のマッチングを誰がどこでやるかということも個別計画で検討することだと思う。大綱に盛り込めるところがあれば盛り込んでほしい。

**【意見 5-1】**

民生委員の負担が大きい地域があるので、支援できるチームを作るなど、地域の方をもっと活用できないか。少額でも報酬があればさらによい。その中で、学校単位の組織づくりを進めていけば、子どもの教育やお年寄りにもいい影響があるのではないかと。

**【意見 5-2】**

今後、高齢者がますます増加し、民生委員が不足する。学校と地域の人との関わりも重要。

**【意見 6-1】**

基本構想では住民を「支援する」とあるが、一緒に取り組んでいくという書き方にすべき。計画の部分では「支援する」でもいいと思う。

**【会長】**

相互協力が必要ということだと思う。言葉の問題かもしれないが、良い表現があれば考えてほしい。

**【意見 6-1】**

住民主体で進んでいるところを支援するというならいいが、一方的に支援するというのはどうか。

**【事務局】**

行政の計画などでは「～支援」という言葉に言い慣れており、簡単に使っているところがある。検討する。

**【意見 7】**

婦人会に属しているが、そのなかで心臓病を患った方の家族がおり、その支援を呼びかけたところ、多額の募金が集まった。組織の力は重要。

## (2) 施策大綱5「生活基盤の豊かさを実感できるまちづくり」

資料2- : 施策大綱5

資料2- : 第4次総合計画の施策体系を使ったイメージ(施策大綱5)

事務局より、「将来像」と「施策大綱5」のつながり及び基本的な施策について説明  
委員より、自然と都市が調和したまちづくりについての提案があり、その内容を説明

### 【意見 8-1】

公共交通は、路線バスがどんどん撤退しているが、拡充できるのか、現状維持すら困難なのではないか。

### 【意見 8-2】

路線バスが減り、新幹線の駅(博多南駅)も引き上げるといった話を聞いた。公共の交通網の存続に取り組んでほしい。

### 【意見 8-3】

公共交通網について、実態と合わないことを基本構想に書いても意味がない。実態に合わせたものにしてほしい。バス路線の撤退は高齢者の支援とも相反する。

### 【事務局】

公共交通は、路線バスだけでなく循環バスも含めて考えている。直接できることとして、循環バスの路線を増やすことも検討しており、拡充としている。また、西鉄に対してバス路線の存続を求める動きもしている。

### 【会長】

これからは、住民の負担で地域の公共交通を確保していくことになる。「持続性ある公共交通網の確保」とするなど、そのような考えで盛り込んでほしい。

### 【意見 9】

人口5万人を目指すなかで、もっと便利になってほしいが、一方で路線バスがなくなってきている。町として公共交通について、道路政策も含めてどういうビジョンを持っているのか知りたい。

### 【事務局】

循環バスを走らせるにあたって、西鉄バスと競合すると撤退されるおそれがあり、慎重に考えているところ。

### 【会長】

路線バスの撤退は福岡の都市圏に大きなダメージを与えている。市町村を越えて協力する必要がある。

### 【事務局】

公共交通のビジョンを作る会議を立ち上げたところである。ビジョンを策定する前にバスについては方向性を先に定める。道路については基本計画の中で取り組む。

### 【意見 10-1】

国道385号に渋滞がおきることが多くなっている。地域道路だったものが、広域道路に置き換わったことで、いろいろ問題が生じている。

### 【意見 10-2】

交通量の調査をして、都市計画の中で道路を今後どうするか考える必要がある。

### 【意見 10-3】

土地利用の条件を緩和するなど、人口を誘導する策が必要。自然を守ることと経済の発展(開発)のバランスが大事。

**【意見 11】**

交通安全施設とはどのようなものを指すのか

**【事務局】**

カーブミラーやガードレールのことを指す。

**【意見 12】**

最近コンビニが増えたが、車の出入りが多くて危ない。

**【会長】**

歩行者や交通弱者を最優先で考えることが重要である。公共交通を使いやすくするためには、歩いて行けるといふことが重要である。歩いて暮らせるという概念も必要である。

**【意見 13-1】**

防災の観点から、生活基盤に関する施策を入れてほしい。町の名前にもなっている那珂川を安心して利用できるように。

**【意見 13-2】**

防災が大綱3のコミュニティのところに入っているが、基盤でなくてもいいのか。

**【事務局】**

防災については大綱3の時にも議論した。ハードも含めて大綱3としたい。

**【会長】**

大綱をまたがるところがあるかと思うが、組織の連携も含めて文言を整理してほしい。

**【意見 14】**

「豊かさを実感できる」という言葉を使うのであれば、大綱4の方ではないか。現状では大綱4の表現が弱く見える。

**【事務局】**

大綱4と大綱5の言葉を整理する。

**【意見 15-1】**

県が5カ年で河川を整備する計画を作っている。これをチャンスとして那珂川町としてどうしたいか、まちづくりの計画を定めて県と協議する必要がある。県に要望していくような文言を入れてほしい。

**【意見 15-2】**

河川敷の歩道を福岡市の南区から更につなげるような整備ができないか。また、歩道など河川の整備をすれば防災の観点からもよい。

**【会長】**

基本計画を念頭に置きながら進めてほしい。

**【意見 16】**

交通量を調査して需要予測を立てることが重要。

**【事務局】**

交通量調査は県が実施している。

**【意見 17】**

前回は国や県との連携方策があったが、今回はないのか。

**【事務局】**

盛り込んでいきたいと考えている。

**(3) その他**

**【会長】**

前回会議で意見が出た大綱の5に行政サービスの項目が入っていることについて、特に異論はないようなので、了承としたい。

**次回開催日程について**

第5回は4月19日19時より、第6回は5月11日19時より

**資料の事前配付について**

今回は答申案について議論するが、これまでの審議内容を踏まえた資料を事前に配布する。その内容をふまえて、意見があれば19日を待たずに意見を事務局に寄せることとする。

**答申案について**

4月5日くらいまでに答申案をお送りしたい。いつまでに意見がもらえばいいかは併せて案内する。